



備えの種をまこう。🌱

もしもの時に備えて

# そば共済

に加入しましょう



## ① 加入資格

- ・ そばの栽培面積が5a以上の方が加入できます。  
また、全相殺方式については、原則過去5か年において、JA等に収穫量のおおむね全量を出荷しており、今後も出荷が確実な方、または、青色申告書により収穫量を適切に把握できる方が加入できます。
- ・ 加入については、そばを栽培している全ての耕地をお申し込みください。
- ・ 全相殺方式では、「秋そば(7月下旬から8月下旬は種)」のみ加入できます。

## ② 引受方式

- ・ 引受方式は下記の2方式から選択できます。

農家ごとの補償が手厚い**全相殺方式**がおすすめです！

引受方式	選択できる補償割合	補償内容
<b>全相殺方式</b>	8割 7割 6割	組合員ごとに、基準収穫量の(2割、3割、4割)を超える減収が発生した場合に、共済金をお支払いします。
地域インデックス方式	9割 8割 7割	加入耕地の市町村別の統計単収が、基準単収の(1割、2割、3割)を超える減収があった場合に、共済金をお支払いします。

※選択した補償割合によって、支払開始となる損害割合が変わります。

(例えば、8割補償を選択した場合は、支払開始損害割合は2割となります。)

※全相殺方式は組合員ごとの出荷実績等、地域インデックス方式は国が公表する統計単収を基に、基準収穫量及び基準単収を算定します。

## ③ 支払対象となる災害(共済事故)

- ・ 支払い対象となる災害は、風水害、土壌湿潤害、干害、冷害、ひょう害、その他気象上の原因(地震及び噴火含む。)による災害、火災、病虫害及び鳥獣害です。

※通常すべき肥培管理や病虫害防除を怠った場合には、その減収分については免責になる場合があります。

## ④ 補償期間(共済責任期間)

- ・ 発芽期(移植するものは移植期)から、収穫するまでの期間です。  
※この収穫とは、収穫の適期に刈り取り、ほ場より搬出することです。

## ⑤ 補償金額(共済金額)

$$\text{共済金額} = 1\text{kgあたり共済金額} \times \text{基準収穫量} \times \text{補償割合}$$

- ・ 1kgあたり共済金額は国が告示した1kgあたり共済金額のうちから、加入者ごとに選択できます。
- ・ 万が一、災害が発生した場合に備えて、最高補償額(課税農業者:557円、免税農業者:575円)をおすすめします。

※畑作物の直接支払交付金の有無及びその申請内容によって、選択できる1kgあたり共済金額が異なります。

## ⑥ 共済掛金

$$\text{農家負担共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率} \times (1 - 0.55)$$

- ・ 共済掛金の**55%**は国が負担します。
- ・ 組合員ごとの過去の被害発生状況(損害率)に応じた掛金率が適用されるため、共済金の支払いが少ない組合員ほど掛金率が低く、大きい組合員ほど掛金率が高くなります。
- ・ 掛金と同時に事務費賦課金10a当たり170円(地域インデックス方式は166円)を負担いただいております。

## ⑦ 被害申告

- ・ 共済事故により被害が発生した際は、損害通知書兼野帳により被害申告をしてください。
- ・ 損害通知書兼野帳に「主要管理実施状況表」、「経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の交付申請状況確認書」を添付していただきます。

## ⑧ 支払共済金

$$\text{共済金} = \text{共済減収量} \times \text{1kg当たり共済金額}$$

引受方式	共済減収量の算定方法
全相殺方式	(加入者の基準収穫量－加入者の本年の収穫量) －(加入者の基準収穫量)×(2割、3割、4割)
地域インデックス方式	((基準単収－当年産の統計単収)×市町村別の引受面積) －基準単収×市町村別の引受面積×(1割、2割、3割)

- ・ 全相殺方式は、JAからの出荷データ等により収穫量を把握し、共済減収量を算定します。
- ・ 地域インデックス方式は、耕地の属する市町村ごとの統計単収を基に、共済減収量を算定します。

※畑作物の直接支払交付金のうち、面積払(営農継続支払)を申請している場合は、支払われる共済金が補償金額から面積払(営農継続支払)を控除したものになります。(詳しくは裏面ご覧ください)

## ⑨ 加入のお申し込み

- ・ お申し込みの際は「畑作物共済重要事項説明書」及び「個人情報取り扱い」の内容をご確認、ご了承の上、「畑作台帳及び畑作物(そば)共済加入申込書兼変更届出書」にそばを作付けする全ての耕地の地名・地番、栽培面積、及びその他必要事項等を記入してください。
- ・ 自動継続特約を申し込む場合は、自動継続特約申込書を記入してください。
- ・ 「経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の交付申請の有無等に関する申告書」を記入してください。
- ・ 上記、加入申込書及び申告書は、**7月1日から7月31日**の間に組合に提出してください。

## ⑩ 10a当たり共済掛金・共済金計算例 (そば全相殺方式8割補償に加入した場合)

### 【計算条件】

基準収穫量: 40kg

作付面積: 10a

単位当たり共済金額: 557円(課税事業者の単位当たり共済金額第1位)

実収穫量: 20kg(基準収穫量から50%減収)

共済掛金率: 6.45%(標準掛金率)

	共済掛金賦課金 (共済掛金のみ)	共済金
全相殺方式	688円 (518円)	6,684円

### そばの共済金の算出方法について

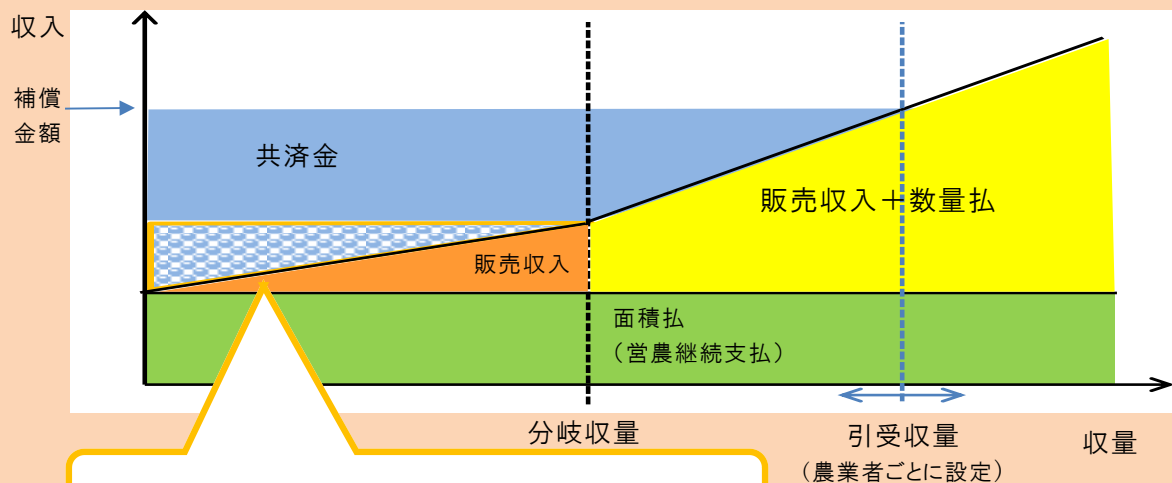
・ 畑作物の直接支払交付金の面積払(営農継続支払)は、当年産の作付面積に応じて交付されるため、支払われる共済金は、補償金額から面積払(営農継続支払)を控除したものとなります。このため、一定収量(※分岐収量)以下の収量の減収分については、販売収入の減少分のみ支払いとなり、面積払(営農継続支払)の交付を申請する農業者の共済金が減額される場合があります。

※分岐収量とは、数量払と面積払(営農継続支払)が一致する収量。

・ 引受収量が分岐収量以下の組合員は販売収入部分しか補償されないため、畑作物の直接支払交付金の交付申請の有無に関わらず、販売収入部分のみの加入となります。

#### 共済金の算出方法

$$\text{共済金} = \text{補償金額} - (\text{販売収入} + \text{数量払} + \text{面積払(営農継続支払)})$$



販売収入の減少分のみ共済金をお支払いします。

各支所で設定

お問い合わせは  
新潟県農業共済組合 ○○支所  
事業第1課 畑作物共済係